

61—07 P D T

拒絶査定不服審判の審決

1. 拒絶査定不服審判の審決

(1) 審決の種類

ア 原査定の拒絶理由によって拒絶をすべきものであるときは、審判の請求は成り立たない旨の審決をする。

イ 原査定の拒絶理由によっては拒絶をすべきものでないと判断したとき、審判においては拒絶理由通知等の手続が準用されていて審理を進めることができる。その結果、拒絶をすべきものであるときは、審判の請求は成り立たない旨の審決をする。拒絶の理由を発見しないときは、原査定を取り消し、審判の請求を認める旨の審決をする（特 § 159①～③、意 § 50①～③、商 § 55の2、 § 68④）。

ウ 原査定の拒絶理由によっては拒絶をすべきものでないと判断し、原査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることもできる（特 § 160①、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）（→1. (2)）。

エ 不適法な審判請求であって、その補正をすることができないときは、審決をもって却下する（→61—04の3.）。

(2) 原査定の取消しと審査への差戻し

ア 民事訴訟法では、必要的差戻しと任意的差戻しとに分けて規定しているが（民訴 § 307、 § 308）、特許法などにおいては、差戻しはすべて審判官の自由裁量にまかされている（特 § 160、意 § 52（特 § 160①、②のみ準用）、商 § 56①、 § 68④）。

イ 差戻しの範囲

拒絶査定不服審判の審理において原査定の拒絶理由によっては拒絶をすべきものでないと判断したとき、審判では拒絶理由通知等の手続が準用されているので、その際、直ちに原査定を取り消して審査へ差し戻すことは

審判で行うことができる判断及び手続を審査で行うことになり、そのようなことは行政効率上好ましくないから、この場合は審判で更に審理を進めるべきである。

しかし、次の場合には自判することが妥当でないか、又はできないから、次の場合には原査定を取り消して審査へ差し戻すべきと解される。

(ア) 自判をすると審査・審判という二つの審級をおいている実質的意義が失われるとき

○ 発明に対する実質的判断が審査でされておらず、又は単に形式的理由で拒絶されたとき

○ 引用例の表示に誤りがあり、正しい引用例が不明であるとき

(イ) 自判をすると違法になるとき

○ 意見を述べる機会を与えずに拒絶査定をしたとき

2. 審決の記載

(1) 審決の記載にあたっての一般的事項（→45—01～45—19）

(2) 審決の記載にあたっての基本的考え方

審決は、審判事件についての最終的な判断を示し、当該事件の処分を決するものであることから、仮に審決が取り消されたとしても、審決を取り消す旨の判決で審決時に予想できなかった点が指摘される等の不可避的な場合を除いて、再審理において他の請求項又は他の拒絶理由で審判の請求は成り立たない旨の審決をすることがないよう努める。

ただし、以下のようなときは、必ずしも、その拒絶理由について判断することを要しない。

ア 一の請求項についての拒絶理由が判決により否定された場合に、その他の請求項についての拒絶理由も解消することが予測されるとき、当該その他の請求項についての拒絶理由は、判断することを要しない（裁判例：平24（行ケ）10341号、平22（行ケ）10121号）。

イ 一の請求項について複数の拒絶理由が解消していない場合、あるいは明細書全体にわたる拒絶理由と一の請求項についての拒絶理由がともに解消していない場合において、原則として、いずれの理由も審決に記載すべき

であるが、複数の拒絶理由を審決に併記することにより、審決としての一貫性が失われるおそれがあるとき、いずれか一方のみの拒絶理由で判断することを妨げない。

(注) 審決が取り消されたあと、再審理した結果、判決の拘束力が及ばない新たな証拠により新たな拒絶理由を構築したときは、再度、同じ結論で審決することに何ら違法性はない。

しかしながら、一の事件について、審決が取り消されたにも関わらず、数回にわたり審判の請求は成り立たない旨の審決を繰り返すことは、結果として、審判事件の処分を遅延させ、請求人に不利益を被らせるおそれがあることに留意すべきである。

なお、審査官のした拒絶査定理由により原査定を維持する審決をできるときには、審査官のした拒絶査定理由の範囲内でのみ、審決をすれば足りることから、そのようなときに、あえて職権によりその他の拒絶理由を調査する必要はない。

(3) 特許出願の拒絶査定不服審判において、前審における補正却下の決定（特§ 53）に対する不服申立てを伴う場合の審決の記載

ア 前審の補正却下の決定に対する不服申立てを伴うときは、当該補正却下の決定の当否の判断は、審決の結論に示さず、審決の理由に記載する（→61—05.1の1(2)ア(ウ)）。

イ なお、前審の補正却下の決定に対する不服申立てを伴い、かつ審判請求時に補正がされているときは、審判請求時の補正の適否を判断することで、結果として当該補正却下の決定の適否の判断を行うこととなる（→61—05.1の1.(2)イ）。審判請求時の補正の適否の判断は、審決の理由に記載する。

(4) 請求成立の審決の記載

請求成立の審決に対し、請求人は不服申立てをすることができない。このため、特許における請求成立の審決においては、原査定を取り消す理由として必要な事項を記載し、必要以上に特許請求の範囲の解釈につながることは記載しない。

(5) 結論の表示方法（→45—04の5.(2)ア）

3. 審決の確定期間（→46—00）

4. 審決の効果

原査定を取り消し、審査に差し戻す旨の審決があったときは、その判断はその事件について審査官を拘束する（特 § 160②、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

5. 手数料と費用負担

(1) 手数料

ア 審判請求の手数は、特 § 195②（意 § 67②、商 § 76②）の規定に従って納付する。

イ この際、特許出願の拒絶査定不服審判については、請求項の数に応じた手数料を納付しなければならない。

(2) 費用負担

拒絶査定不服審判に関する費用は、請求人の負担とする（特 § 169③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

（改訂H27.2）